

税関ホームページ

<http://www.customs.go.jp/>



【参考】税関ホームページ

【参考】『輸出入の手続き』をクリック

【参考】『事前教示』はここをクリック

【参考】『各EPAの協定条文・品目別規則』はここをクリック
⇒次のページへ

このページの本文へ [サイトマップ](#) [English](#)

文字サイズ [大きく](#) [元に戻す](#) [小さく](#) サイト内検索 [検索](#)

- ▶ [輸出統計品目表](#)
- ▶ [実行関税率表](#)
- ▶ [関税率表解説・分類例規](#)
- ▶ [輸入貨物の品目分類事例](#)
- ▶ [品目分類の事前教示](#)
- ▶ [事前教示回答\(品目分類\)](#)

2. 関税評価(課税価格)

- ▶ [課税価格の計算方法](#)
- ▶ [評価申告制度の概要](#)
- ▶ [関税評価の事前教示](#)
- ▶ [関税評価](#)
- ▶ [輸入税](#)
- ▶ [外国税額控除](#)
- ▶ [課税特例](#)

3. 原産地認定

- ▶ [原産地規則ポータル](#)
- ▶ [原産地規則とは](#)
- ▶ [協定・法令等](#)
- ▶ [原産地証明手続](#)
- ▶ [事後確認](#)

- ▶ [原産地認定の事前教示](#)
- ▶ [原産地規則解説例規](#)

7. 参考情報

- ▶ [関税のしくみ](#)
- ▶ [特殊関税制度](#)
- ▶ [特恵関税制度](#)
- ▶ [経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)
- ▶ [シーリング関係\(日メキシコEPA\)](#)
- ▶ [保税地域制度](#)
- ▶ [保税地域一覧表・承認工場一覧表](#)
- ▶ [免税コンテナに係る税関手続について](#)
- ▶ [消費税率引上げに伴う税額計算について](#)
- ▶ [同様の便を利かせながらの個人輸入について](#)
- ▶ [葉巻等を郵便で輸入する方法](#)
- ▶ [加工用輸入減税制度マニュアル](#)
- ▶ [輸出許可内容の変更手続について](#)
- ▶ [通関士試験](#)
- ▶ [税関関係手数料](#)
- ▶ [カスタムスアンサー\(FAQ\)](#)
- ▶ [通関等窓口の開庁時間及び時間外事務の取扱い](#)
- ▶ [問い合わせ・相談\(輸出入通関手続等\)](#)
- ▶ [「申告官署の自由化・通関業制度のあり方に関する研究会とりまとめ」に関する意見募集\(平成27年6月25日\)](#)

税関ホームページ

<http://www.customs.go.jp/>

原産地規則ポータル

税関は、経済連携協定等の適正かつ円滑な実施を目指して原産地規則の適切な運用の確保に取り組んでいます。

『協定・法令等』をクリック

協定・法令等

過去の新規情報一覧へ

ピックアップ

- 原産地規則全般
- EPA
 - EPA原産地規則マニュアル
 - 日本EPA「自己申告制度」利用の手引き
 - EPA原産地規則について(詳細版)
 - 経済連携協定全般(諸註書、ステーショングuide、HSコードとの取扱)
 - TPP原産地規則について
- GSP
- 事前公示
- 関連情報

EPA(経済連携協定)

摘要	協定テキスト(原産地規則関連部分)	原产地証明書記載要領
シンガポール	・協定本文(抜粋) ・品目別規則(改正附属書IIA)	・原产地証明書記載要領
改正議定書	・改定議定書(協定本文(抜粋)) ・原产地証明書の必要的記載事項(改正附属書IIB)	
・改正原産地規則の概要		
メキシコ		
改定議定書 ・改正原産地規則	・日・メキシコ(経済連携協定に関する統一規則) ・協定本文(抜粋) ・品目別規則(附属書2)	・原产地証明書記載要領
マレーシア ・原产地規則の概要	・品目別規則の改正(附属書2) ・原产地証明書の必要的記載事項(附属書3) ・運用上の手続規則(英文)	・原产地証明書記載要領
チリ	・協定本文(抜粋) ・品目別規則(附属書2) ・限られた当局(附属書3) ・原产地証明書の必要的記載事項(附属書3) ・運用上の手続規則(英文)	
タイ ・原产地規則の概要	・品目別規則(附属書2) ・原产地証明書の必要的記載事項(附属書3) ・運用上の手続規則(英文)	・原产地証明書記載要領
インドネシア ・原产地規則の概要	・協定本文(抜粋) ・品目別規則(附属書2) ・原产地証明書の必要的記載事項(附属書3) ・運用上の手續規則(英文)	・原产地証明書記載要領
ブルネイ ・原产地規則の概要	・協定本文(抜粋) ・品目別規則(附属書2) ・原产地証明書の必要的記載事項(附属書3) ・運用上の手續規則(英文)	・原产地証明書記載要領

品目別規則

説明会資料

原产地証明書記載要領

関税政策・税関行政

- 所管法令等
- 特殊開税
- 審議会・研究会
- 政策評価(関税局・税関関連)
- 国際機関(WTO・WCO)
- 地域協力(APEC)
- 経済連携協定(FTA・EPA)
- 税関相互支援協定(CMAA)

その他

- 情報公開・個人情報保護
- パブリックコメント
- 調達情報

輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、

原産地認定についての

「文書による事前教示」 をご利用ください！

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の原産地を税関に文書で照会し、文書で回答を受けることができる制度で、

- 事前に一般特恵税率や経済連携協定税率の適用が可能か知ることができます
- 輸入申告時に回答書を添付することにより、原産地の認定がスムーズに行われ、貨物の引取りが早くなる
- 回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し、3年間尊重される

などのメリットがあります。

◎ 《文書による事前教示照会書の様式の入手方法》

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
 - ・トップページのピックアップ中「■輸出入手続 税関様式・記載要領」
→「関税法関係[C]」で様式の一覧表が表示されます。
- 原産地については、事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)

◎ 《具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19-2をご参照ください。》

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。

EPAに関するお問い合わせ先

お問い合わせ先



EPAを利用した輸出入全般について

日本貿易振興機構 (JETRO) <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>



お電話

在日本企業の方 ビジネス情報サービス課（貿易投資相談受付専用） **03-3582-5651**

在海外企業の方 進出企業支援課 **03-3582-5017**



インターネット **EPAアドバイザー** <http://www.jetro.go.jp/services/advisor/>



経済産業省 通商政策局 経済連携課

お電話

03-3501-1595

FAX

03-3501-1592



インターネット

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/

メール

epa-soudan@meti.go.jp



特定原産地証明書の発給について

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

お電話

03-3283-7850

FAX

03-3216-6497



インターネット

http://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html

メール

tokuteico@jcci.or.jp



照 会 先

● EPA、原産地規則に関してご質問がある場合

- ・ 大阪税関業務部原産地調査官

メールアドレス : osaka-gensanchi@customs.go.jp

電話番号 : 06-6576-3196

● 一般的な輸出入手続きに関してご質問がある場合

- ・ 大阪税関業務部税関相談官

メールアドレス : osaka-sodan@customs.go.jp

電話番号 : 06-6576-3001